

## 防府市指定文化財保護事業に伴う市費補助金交付要綱

平成17年7月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市文化財保護条例（昭和42年条例第15号。以下「条例」という。）第48条の規定に基づく文化財保護事業のうち、条例の規定に基づき市の補助対象とされた事業(以下「市費補助対象事業」という。)に係る市費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定め、文化財保護事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、当該市費補助対象事業の対象とされた文化財（以下「文化財」という。）の管理及び修理に多額の経費を要するため、当該文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えられないときその他特別の事情があるときは、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者又は管理団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(管理の補助対象経費)

第3条 前条の規定による文化財の管理に係る補助金の対象経費については、次のとおりとする。

- 1 建造物等を火災等から守るために、防災事業に係る経費を補助対象とする。
- 2 天然記念物である樹木等の維持管理のために、剪定、防除、支柱等に係る経費を補助対象とする。
- 3 文化財が保存されている建造物等に損傷が生じ、文化財の保護・保存に悪影響を及ぼす恐れが生じた場合に、文化財が保管されている建造物等と文化財に由来があり、文化財をその建造物等で保管する必要があると認められるときは、建造物等の主体構造部に係る必要最低限の修理経費を補助対象とする。ただし、建造物等全体の修理経費を補助対象とするものではなく、文化財が保存されている場所（区域）について補助対象とし、建造物全体に係る修理について

は、保存場所（区域）と建造物等の全体面積との面積按分により補助対象経費を算出するものとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、市費補助対象事業の事業費の2分の1以内の額とする。

（その他）

第5条 前条に定めるものを除くほか、補助金の交付申請その他の事務及び取扱いについては、防府市文化財保護事業補助金交付規則（昭和42年防府市規則第36号）の規定により交付される補助金に係る事務及び取扱いの例による。

第6条 この要綱に定めるもののほか、市費補助対象事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年5月1日から施行する。